

第三次環境基本計画の進捗状況・今後の展望について

平成19年11月

中央環境審議会

第三次環境基本計画の進捗状況・今後の展望について

【目 次】

I	はじめに	1
II	全般的評価	3
1.	各府省における環境配慮の方針に係る取組状況	11
2.	各主体の状況	12
III-1	重点点検分野の点検	17
1.	都市における良好な大気環境の確保に関する取組	17
	重点調査事項①：環境的に持続可能な交通システム実現のための取組	18
	重点調査事項②：ヒートアイランド対策のための取組	22
2.	環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組	26
	重点調査事項①：流域における水循環改善のための取組	27
	重点調査事項②：閉鎖性水域における環境改善のための取組	33
3.	市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり	38
	重点調査事項①：地方公共団体のグリーン購入実施状況	39
	重点調査事項②：SRI等の環境投資の拡大	43
4.	長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の 基盤の整備	48
	重点調査事項①：環境に関する情報の整備及び提供についての取組状況	49
	重点調査事項②：戦略的環境アセスメントの取組状況	53
5.	国際的枠組みやルールの形成等の国際的取組の推進	55
	重点調査事項①：国際的な経済連携・地域統合と環境の融合	56
	重点調査事項②：NGO/NPOが東アジア地域等の環境管理能力の向上に 果たしている役割	59
III-2	その他	62
1.	予防的な取組方法の考え方について	62
2.	環境基本計画の点検に当たって	62
IV	おわりに	63

2. 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組

水質環境基準の人の健康の保護に係る項目については、ほぼ全国的に環境基準が達成されていますが、BOD、COD等の生活環境の保全に係る項目については、特に湖沼や内湾等の閉鎖性水域において改善が十分には進んでおらず、水域によっては貧酸素水塊等が発生し、水利用や水生生物等の生育・生息に障害を生じている状況にあります。

水が、土壌で保水・浄化されつつ、地表水及び地下水として相互にやり取りしながら流れていくことにかんがみれば、今日の水環境の悪化の背景には、汚濁負荷の増加等と並んで水循環の変化が深くかかわっています。

このため、水循環の全体を通じて、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下に共に確保され、水循環の恩恵を享受し、継承できるよう、洪水や渇水等異常時における問題にも留意しつつ、流域全体を捉えて、いわば「流れの視点」から環境保全上健全な水循環の構築に向けた取組を推進することが重要な課題です。

第三次環境基本計画においては、流域ごとの特性に応じ、環境保全上健全な水循環の構築の観点から、水循環に関する課題や目指すべき将来像が設定されるとともに、各主体の協働により、人と身近な水とのふれあいを通じた豊かな地域づくりが行われることを目標としています。

- 水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準はほぼ達成されている状況です。
- 一方、生活環境項目に関する環境基準については、湖沼等の閉鎖性水域における達成率は十分ではなく、更なる改善努力が必要な状況です。

(参考)「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」分野に関する指標(抄)

取組推進に向けた指標等の名称	指標等の値(特段の注記がなければ年度データ)				環境基本計画上の目標等	
	H14	H15	H16	H17		
公共用水域及び地下水について水質汚濁に係る環境基準の維持・達成状況	【健康項目達成率】 (%)	99.3	99.3	99.3	99.1	-
	【BOD・COD達成率】 (%)	81.7	83.8	85.2	83.4	-
	【全窒素・全磷(湖沼)達成率】 (%)	34.6	43.0	43.9	46.6	-
	【全窒素・全磷(海域)達成率】 (%)	80.3	84.2	78.3	82.2	-
	【地下水環境基準達成率(概況調査)】 (%)	93.3	91.8	92.2	93.7	-

重点調査事項①：流域における水循環改善のための取組

流域全体を捉えて、いわば「流れの視点」から環境保全上健全な水循環の構築に向けた取組を推進する観点から、

- a) 森林の水源涵養等を目的とする山間部での取組の状況
- b) 川の流れの保全・回復や貯留浸透・涵養能力の保全・向上等を目的とする農村部及び都市郊外部での取組の状況
- c) 河川流量の低下、親水性の低下、ヒートアイランド問題等への対策を中心とする都市部での取組の状況
- d) 住民参加の状況
- e) 事業場における排水の水質管理体制強化のための取組の状況
- f) モニタリングポイント体制維持・強化のための取組の状況

について、調査を実施しました。

①環境基本計画における施策の基本的方向

- 環境保全上健全な水循環がもたらす恩恵と治水・利水に支えられた人間社会の営みが共に確保されるよう、流域全体を総合的に捉え、効率的かつ持続的な水利用等を今後とも推進することとされています。

②主な取組状況等

- 「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」により、健全な水循環系の構築に向けた施策の推進のため、引き続き情報や意見の交換及び調査研究の実施並びに施策相互の連携や協力の推進が図られています。

健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議：健全な水循環系の構築に関する取組を行っている関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）が、全体としてより総合的な効果を発揮するために、情報交換及び意見交換、調査・研究の実施並びに施策相互の連携・協力の推進を図るため設置されている。

《森林の水源涵養等を目的とする山間部での取組の状況》

- ダム貯水池における水質の保全のため、富栄養化現象への対策（平成18年度：5ダム）、濁水放流長期化対策（平成18年度：2ダム）が実施されています。
- 計画的に保安林に指定し、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等を規制するなど適切な管理・保全が行われています。また、自然環境や生活環境の重要な構成要素である森林について、水源涵養等の多面的な機能を維持増進することにより豊かな国民生活の実現に寄与する環境を創造する

ため、森林の整備・保全が図られています。

(保安林面積：平成17年度末 1,165万ha→平成18年度末 1,176万ha)

- 森林所有者等の林業生産活動の一環として行われる造林、保育、間伐等の森林施業を助長することにより、水源の涵養等森林の多面的機能の発揮を図るとともに、ダム上流の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林等において、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成が図られています。
- 長伐期化、複層林化、針広混交林化等による多様な森林に誘導するための施策や、ボランティア活動など流域の住民や事業者が参加した森林の保全・整備の取組、森林の公益的機能に着目した基金の活用などの取組が行われています。

《川の流れの保全・回復や貯留浸透・涵養能力の保全・向上等を目的とする農村部及び都市郊外部での取組の状況》

- 河川における生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出の観点から多自然川づくりが推進されています。
- 発電水利使用のうち、発電取水口や発電ダムから下流区間において維持流量が少なく河川管理上の支障の著しいものについては、ガイドラインが策定されており、対象となる発電事業者の協力の下、水利権の更新時を機会として河川の維持流量の確保に努められています。
- 既存ダムの洪水調節容量の一部に、洪水調節に影響を及ぼさない範囲で流水を貯留し、その貯留された流水が下流河川の環境保全のために適切に放流されています。
(平成18年度：24ダムで弾力的管理試験を実施)
- 流域における水環境を改善するため、清流ルネッサンスII(「第二期水環境改善緊急行動計画」)等に基づき、河川、都市下水路、湖沼、ダム貯水池等において水環境に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者、下水道管理者及び関係者が一体となって水環境施策が総合的かつ重点的に実施され、水質の改善、水量の確保が図られています。(平成18年度：34か所で水環境改善事業を重点的に実施)
- 下水処理水や雨水を、水辺再生のためのせせらぎ用水、トイレ等の雑用水、その他、農業用水などへ活用することにより、人間活動に伴う人工的な水の流れが自然の水循環に及ぼす影響を極力緩和する取組が進められています。
- 農業の多面的機能を維持・向上させることにより、水循環の改善が図られることとなることから、耕作放棄地防止・解消に向け、担い手への農地の利用集積や新規参入促進を通じた耕作放棄地の有効活用等の各種施策が積極的に実施されています。
- 農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設を整備する農業集落排水事業が実施されています。(平成18年度：610か所)

(参考)「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」分野に関する指標(抄)

取組推進に向けた指標等の名称	指標等の値(特段の注記がなければ年度データ)				環境基本計画上の目標等	
	H14	H15	H16	H17		
(参考となるデータ) 雑用水の利用量	(万m ³ /日)	42 (H15年3月 末現在)	-	-	40 (H18年3月 末現在)	-

《河川流量の低下、親水性の低下、ヒートアイランド問題等への対策を中心とする都市部での取組の状況》

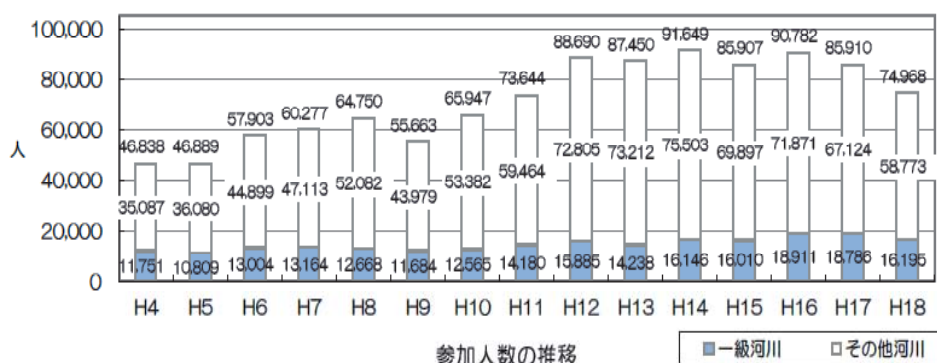
- 都市内水路等を活用した実証モデル調査により都市内水路等によるヒートアイランド抑制効果の検証が行われています。過去の調査結果のうち、荒川、多摩川等の調査結果の事例では、市街地と河川上の気温差が4℃、河川から150メートルの範囲の市街地で気温が低減しているなどの報告があり、大規模な河川では一定の効果が認められました。
- 特定都市河川浸水被害対策法に基づき、河川・流域の指定や流域水害対策計画が策定されており、雨水貯留浸透施設の整備が進められていると言えます。
- 都市域を中心とする河川流域における水のネットワーク再生のため、地下空間からの湧水や下水の高度処理水等の未活用水源を積極的に活用するとともに、河川の水を導水し、都市内の水環境改善が図られています。
- 流域における水環境を改善するため、清流ルネッサンスII（「第二期水環境改善緊急行動計画」）等に基づき、河川、都市下水路、湖沼、ダム貯水池等において水環境に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者、下水道管理者及び関係者が一体となって水環境施策を総合的かつ重点的に実施し、水質の改善、水量の確保を図られています。（再掲）（平成18年度：34か所で水環境改善事業を重点的に実施）
- 下水処理水や雨水を、水辺再生のためのせせらぎ用水、トイレ等の雑用水、その他、農業用水などへ活用することにより、人間活動に伴う人工的な水の流れが自然の水循環に及ぼす影響を極力緩和する取組が進められています。（再掲）

《住民参加の状況》

- 河川法に基づく河川整備計画策定の際には、住民や学識経験者等の意見を聴くため、河川や流域の特性、地域とのつながりなど地域の実情等を踏まえて個別河川ごとに工夫しながら取り組まれているところです。例えば、筑後川では「筑後川水系流域委員会」や「筑後川流域一万人会議」が開催され、さらに、はがきやインターネット等を通じて、学識経験者や流域住民等の意見を聴いております。
- 国土交通省と環境省によって、流域の住民等の参加を得て、身近な河川に生息する水生生物の観察を通じた簡易な水質調査が実施されています。平成18年度は、約7万5千人の参加を得て、全国3,489地点において行われました。そのうち、「きれいな水」と判定された地点は全体の60%を占めました。

- 地域住民の湖沼への関心を、環境教育の実践や、自然浄化機能を活用した直接浄化、栄養塩の直接の抽出といった具体的な環境保全活動につなげるため、いきづく湖沼ふれあいモデル事業として全国のモデルとなる湖沼を選定し、地域住民と行政が一体となった環境保全活動が実施されています。平成18年度には、琵琶湖、霞ヶ浦等9湖沼において実施されました。
- 「名水百選」の関係市町村において、名水シンポジウムが、昭和60年以降、毎年開催されており、住民やNPO等が参加しています。
- 水環境保全意識の高揚と水環境保全に係る正しい理解の増進を図ることを目的として、こどもホタレンジャー事業が実施されており、豊かな水環境の象徴であるホテルに着目した子どもたちの水環境保全活動事例報告の募集、表彰等が行われています。平成18年度には、31団体からの応募があり、うち5団体に対して環境大臣賞等の表彰が行われました。
- 人と河川の豊かなふれあい等多様な視点で河川を評価する新しい水質指標に基づく住民共同調査が全国一級河川において実施されています。

(参考) 平成18年度 全国水生生物調査結果より (参加人数の推移)



出典) 全国水生生物調査のページ <http://w-mizu.nies.go.jp/suisei/suisei.html>

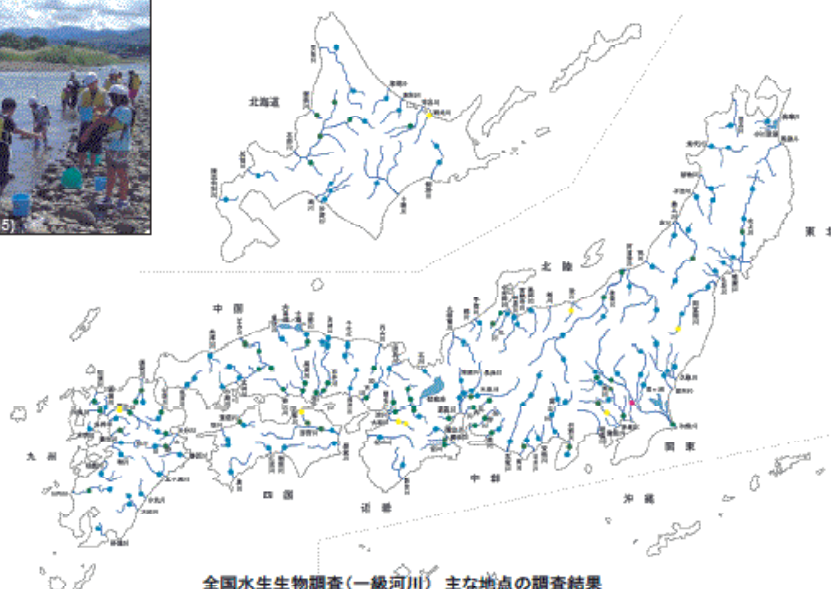
(参考) 全国水生生物調査の一例 (一級河川)

平成18年度 全国水生生物調査(一級河川)の状況

平成18年度一級河川の全国水生生物調査では、夏休み期間を中心に、小中学校や市民団体等524団体、16,195人の多数の参加を頂き、642箇所の調査地点数となりました。参加者数の多い都道府県は、北海道、福島県、愛知県等でした。



水質汚濁	記号
I (非常に良好)	●
II (非常に良好未満)	●
III (良好未満)	●
IV (改善を要している)	●



《事業場における排水の水質管理体制強化のための取組の状況》

- 地方公共団体による立入検査のより一層の重点化・効率化を図るため、最近の事案やこれまでの知見を教訓とし、地方公共団体が立入検査マニュアルを策定する際又は既存のマニュアルの見直しを行う際の参考となるよう「水質汚濁防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き」が策定されました。
- 産業界の排水の管理については、「公害防止に係る環境管理の在り方に関する報告書」を取りまとめてガイドラインとして公表するなど、各省が連携して取り組んでいます。

《モニタリング体制維持・強化のための取組の状況》

- モニタリングの効率化等に関する実態を把握し、水質汚濁防止法に基づく常時監視の的確かつ効率的な体制を維持するための方策が検討されています。平成18年度はモニタリングの効率化等に関する実態把握、今後検討すべき課題等の検討を行い、今後はモニタリングの的確化・効率化に係る具体的な手法等について広く都道府県等に示すための手引きの策定や信頼性の高い測定データを確保するための精度管理に関する指針等についての検討が行われることとされています。
- 全国の公共用水域における水質調査が実施され、公表されています。

(参考)「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」分野に関する指標(抄)

取組推進に向けた指標等の名称	指標等の値(特段の注記がなければ年度データ)				環境基本計画上の目標等	
	H14	H15	H16	H17		
(参考となるデータ)水質等のモニタリング地点数	【公共用水域/測定地点数(健康項目)】 (地点)	5,695	5,708	5,703	5,600	—
	【公共用水域/測定地点数(BOD又はCOD)】 (地点)	7,279	7,267	7,254	7,205	—
	【公共用水域/全窒素・全磷(湖沼)】 (地点)	284	294	302	302	—
	【公共用水域/全窒素・全磷(海域)】 (地点)	1,047	1,045	1,045	1,038	—
	【地下水/測定井戸数(概況調査)】 (本)	5,269	5,129	4,955	4,691	—

③今後の展望

- 個別の施策は展開され活動が強化されていますが、環境保全上健全な水循環の構築に向け、環境保全、国土保全、林業・農業、都市づくりなど様々な関連する施策の取組に当たっては、これまでの施策相互の連携や協力を更に推進し、流れの視点を持って各省が協力しながら、雨として降ってくるものが取水され、利用された後汚水処理を経て最終的に海へ流れ出すまでの流域全体をとらえて、環境保全上健全な水循環の構築に向けた取組を推進するため、より一層、総合的かつ統合的な取組を着実に行うことが必要です。
- また、このような取組を着実に実施するためには、各取組についてもしっかりと評価する必要があります。例えば、各種の森林の施業や管理については、それぞれが水源涵養にどれほど寄与するものなのか、科学的定量的な評価が十分とは言えません。森林の水源涵養等を目的とする山間部での取組の状況を評価する上でも、今後の検討が必要と言えます。
- さらに、これらの取組と併せて、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の報告書に記載されているように、更に気候変動による海面上昇、豪雨や台風の激化が想定されており、温暖化に伴う気候変動の一環としての降雨量の状況の変化等も考慮に入れた取組が求められます。その際には、従来の対応方策等も見直しが必要になる場合も考えられます。

(参考)「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」分野に関する指標(抄)

取組推進に向けた指標等の名称	指標等の値(特段の注記がなければ年度データ)			環境基本計画上の目標等	
	H16	H17	H18		
環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の流域ごとにおける作成・改定数	【「実施している」と回答のあった自治体数】	—	—	166	—

重点調査事項②：閉鎖性水域における環境改善のための取組

水質の改善がなかなか見られず、水域によっては水生生物等の生育・生息に障害を生じている閉鎖性水域について、流域全体を視野に入れつつ、その環境を改善する観点から、

- a) 閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減に向けた取組（流域における水循環改善のための取組と重複するものを除く。）の状況
- b) 閉鎖性海域における失われつつある自然海岸、干潟、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組の状況
- c) 湖沼における湖辺植生や水生生物の保全・回復のための取組の状況
- d) 閉鎖性水域に関する調査研究の取組状況（非特定汚染源からの環境負荷に対する調査を含む。）

について、調査を実施しました。

①環境基本計画における施策の基本的方向

- 湖沼、内湾等の閉鎖性水域においては、流域からの負荷が流入・滞留しやすく、内部生産や底質からの溶出と相まって、水質の改善がなかなか見られず、水域によっては水生生物等の生育・生息に障害を生じていることから、流域全体を視野に入れて、山間部、農村・都市郊外部、都市部における施策の総合的、重点的な推進を図ることとされています。
- 浄化の機能及び生物多様性の保全及び回復の観点から、湖沼においては、湖辺の植生や水生生物の保全等湖辺環境の保全を図ることとされています。閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組を推進することとされています。

②主な取組状況等

《閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減に向けた取組の状況》

- 水質汚濁防止法の排水基準（濃度規制）のみでは、COD等の環境基準の達成が困難な、人口・産業が集中する広域的な閉鎖性海域を対象として、水質総量規制を実施することにより、海域に流入する汚濁負荷を総合的に削減する取組が実施されています。
- 窒素及びりんが海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として指定された全国の閉鎖的な海域（88海域）を対象に、窒素及びりんの排水基準

を設定し、排水の濃度規制が実施されています。

- 湖沼への流入汚濁負荷割合の高くなっている非特定汚染源対策、未規制であった小規模事業場からの流入汚濁負荷対策及び生活排水の窒素、りん処理の高度化のため、各種データの収集、事例調査等が実施されており、今後ガイドライン等が策定されることとされています。
- 閉鎖性水域における水環境を改善するため、「湖沼水質保全計画」「第二期水環境改善緊急行動計画」等に基づき、水質浄化事業等が実施されています。
- 湖沼や三大湾等の閉鎖性水域の汚濁負荷を削減するため、流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理が推進されています。
- 閉鎖性水域に流入する汚染負荷家畜排せつ物法に適合した家畜排せつ物の適正な管理が行われるよう、「畜産環境緊急特別対策事業」等により排泄物処理施設の整備や適切な運転・管理技術の普及が推進されています。平成18年に行った家畜排せつ物法施行状況調査においては、99.9%の農家が同法の家畜排せつ物の処理・保管の基準に対応しているという結果が出ています。
- 農業の生産性との調和に留意しつつ、化学肥料・化学合成農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮することが重要との観点から、環境保全型農業が全国的に推進されています。具体的には、①「環境と調和の取れた農業生産活動規範（農業環境規範）」の策定及び普及促進、②エコファーマーの認定・支援、③化学肥料・化学合成農薬の使用を大幅に低減する先進的な取組への支援の導入、④平成18年12月に制定された「有機農業の推進に関する法律」に基づき有機農業を推進するための基本方針の策定等、が行われています。
- 農地等から閉鎖性水域へ流入する汚濁負荷量の削減を推進し、水資源の総合的な保全に資するため、浄化水路や曝気施設等の浄化施設整備等が実施されています。

(参考)「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」分野に関する指標(抄)(再掲)

取組推進に向けた指標等の名称	指標等の値(特段の注記がなければ年度データ)				環境基本計画上の目標等	
	H14	H15	H16	H17		
公共用水域及び地下水について水質汚濁に係る環境基準の維持・達成状況	【健康項目達成率】 (%)	99.3	99.3	99.3	99.1	-
	【BOD・COD達成率】 (%)	81.7	83.8	85.2	83.4	-
	【全窒素・全磷(湖沼)達成率】 (%)	34.6	43.0	43.9	46.6	-
	【全窒素・全磷(海域)達成率】 (%)	80.3	84.2	78.3	82.2	-
	【地下水環境基準達成率(概況調査)】 (%)	93.3	91.8	92.2	93.7	-

《閉鎖性海域における失われつつある自然海岸、干潟、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組の状況》

- 瀬戸内海における公有水面埋立法に基づく埋立の免許又は承認に当たっては、瀬戸内海環境保全臨時措置法の基本方針に沿った環境保全の配慮がなされており、昭和49年の基本方針の策定以降、埋立面積は大幅に減少しています。
(昭和40年：2,197ha → 昭和49年：390ha → 平成18年：18ha)
- 平成18年度までに瀬戸内海で91地区が自然海浜保全地区として指定されており、適切な保全がなされています。
- 海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所之余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫(しゅんせつ)土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策が進められています。
- ヘドロ・汚染物質等の浚渫(しゅんせつ)・覆砂による底質環境の改善の取組が実施されているほか、港湾整備により発生する浚渫土砂を有効活用し、覆砂による底質改善及び干潟・藻場等の再生の取組が行われています。
- 近年、沿岸域の工業化、大都市化の進展に伴う工業排水、都市排水、各種廃棄物等の流入により沿岸の漁場環境が悪化しており、漁場としての効用の低下が問題となっているため、効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善に資することを目的に堆積物の除去や覆砂等による水産資源の生息環境の保全・創造が実施されています。

(参考)「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」分野に関する指標(抄)

取組推進に向けた指標等の名称	定義・出典	指標等の値(特段の注記がなければ年度データ)					環境基本計画上の目標等	環境基本計画以外の目標等(参考)	
		H14	H15	H16	H17	H18			
(参考となるデータ)水環境の保全の観点から設定された水辺地の保全地区等の面積	過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺や、海岸侵食によって失われた砂浜のうち復元・再生する割合【社会資本整備重点計画の進捗状況(国交省)】	(%)	0	6	8	11	15	-	約2割再生【H19年度においてH14年度比】(社会資本整備重点計画)
(参考となるデータ)主要な閉鎖性海域の干潟面積	瀬戸内海における干潟面積【環境省調査】	(ha)	-	-	-	-	11,991.30	-	

《湖沼における湖辺植生や水生生物の保全・回復のための取組の状況》

- 湖辺植生維持管理手法確立調査が実施されており、湖沼の水質改善に資するとされる湖辺の植物について、植物の種類、地域条件等を勘察の上、有識者等の助言を受けつつ、水質浄化の観点からの湖辺の植生の適正な維持管理手法に関するマニュアルの策定の取組が行われています。
- 汚濁負荷に関する調査・検討として、人工湖岸等における湖辺植生等を再生・保全する自然再生事業等が実施されています。また、「河川水辺の国勢調査」により湖沼周辺に生息する生物の基礎情報の把握が行われています。

- 今後の湖沼漁場整備の取組の推進、湖沼の漁業生産量の維持・増大を図るため、魚介類の産卵繁殖場や生育場所の保全・修復に係る漁場改善技術の開発の取組が行われています。

(参考)「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」分野に関する指標(抄)

取組推進に向けた指標等の名称	定義・出典	指標等の値(特段の注記がなければ年度データ)					環境基本計画上の目標等	
		H14	H15	H16	H17	H18		
(参考となるデータ) 水環境の保全の観点から設定された水辺地の保全地区等の面積	行政機関、NPO等によりヨシ群落その他水環境の保全に資する植物の維持・管理事業が実施されている地区の数 【環境省調査】	(件)	138	141	146	144	153	—

《閉鎖性水域に関する調査研究の取組状況(非特定汚染源からの環境負荷に対する調査を含む。)》

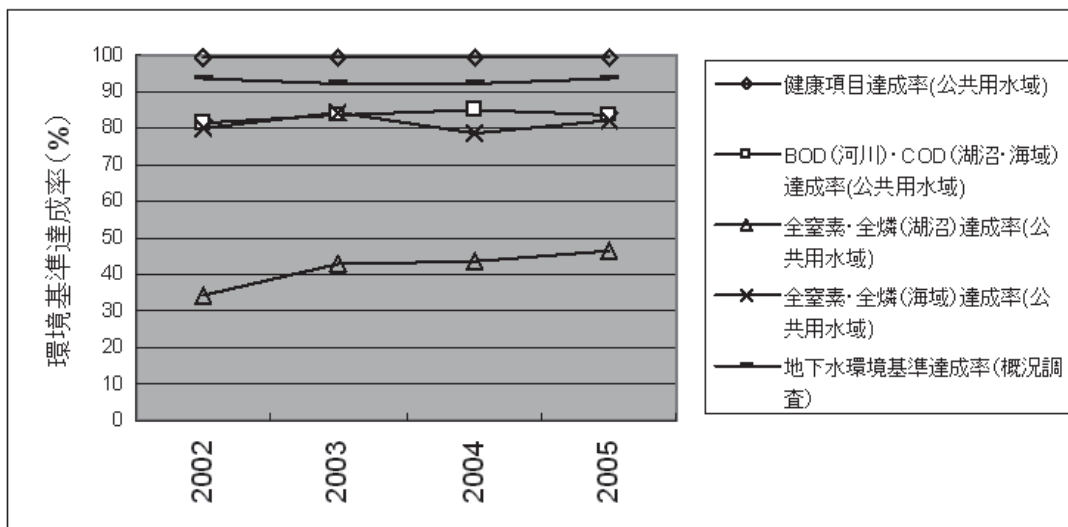
- 底生生物の生息環境に影響を及ぼす貧酸素水塊の発生機構や、外海水の内湾への影響、海域での有機物の長期分解性等について調査が行われています。
- 湖沼の汚濁負荷収支、汚濁の内部生産のメカニズムの把握による水質評価手法の確立、地域住民にも分かりやすい新たな水質管理目標の検討が実施されています。
- 平成18年4月に施行された改正湖沼法により、市街地や農地からの流出水対策を推進するために都道府県が策定できることとなった流出水対策推進計画についてモデル計画が策定されています。
- 平成15年以降、東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾の各湾において、関係省庁と地方公共団体との連携の下、各湾の再生のための行動計画が策定され、当該計画に基づいた環境モニタリングを含む各種施策が推進されています。
- その他関連する施策として、外洋に面した12の内湾域から外洋域にかけての汚染物質の拡がりの状態を把握するため、海水及び海底堆積物中の油分、PCB、重金属、有機スズ化合物、CODについて調査が実施されています。

③今後の展望

- 個別の施策は展開され活動が強化されたことから、一定の効果はあらわれてはいますが、湖沼、内湾等の閉鎖性水域においては、流域からの負荷が流入・滞留しやすく、内部生産や底質からの溶出と相まって、水質の改善がなかなか進んでおらず、各施策に係る活動及び各施策の連携を強化する必要があります。

今後とも引き続き閉鎖性水域における環境改善について、各省間の連携を更に強化しながら、流域全体を視野に入れて、山間部、農村・都市郊外部、都市部における施策の総合的、重点的な推進を図ることが求められます。

(参考) 公共用水域及び地下水について水質汚濁に係る環境基準の維持・達成状況(再掲)



環境基準達成率: 達成水域数 / 類型指定水域数 × 100
 健康項目達成率: 水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準達成率

○ その上で、このような総合的、重点的な施策の推進を図るに当たっては、21世紀環境立国戦略にも掲げられているように、里海を踏まえた施策の展開が必要であり、ハードの整備にとどまらず、コミュニティの活性化まで視野を広げ、第一次産業を生かした地域づくりを進めていくことが必要です。その際、このような取組状況を把握するための指標などについて、今後の課題として検討する必要があります。